

又は分合を行ふことあるべし

第五條

直ちに開設すること能はざる機關の事務は官房に於て之を代行す

第六條

各廳處長の任命は最高委員に於て之を行ふ

第七條

各廳處の組織條令及び事務細則は各廳處に於て之を定め最高委員の承認を経て實施す

第八條

本法は公布の日より之を實施す

極秘

情報委員會九。五 情報第五號

—ソヴェト砲艦越境事件否定サル—

同盟來電—内報不發表

モスクワ四日發

ソヴェト政府は、八月二十五日のソヴェト砲艦二隻の滿洲國越境事件ニ關シ、四日タス通僑社を通じて次の如く否定した「東京の新聞はソヴェト砲艦二隻が烏蘇里江岸滿洲國領江鎮（虎林附近）に乗組の赤軍兵士三十五名を上陸せしめ折から、背後より襲撃し來た匪團の爲江岸に逃げ惑ふ住民、商人を多數引き捕へ、ソ聯領に拉致したとの記事を掲載してゐるが、之は惡質の挑發的捏造記事で一片の眞實も含まぬものである」

—ソヴェト聯邦の投影—

同盟特情—不發表

ニューヨーク四日發

72

ヘラルド・トリビュン紙（四日）「ソヴェト聯邦の投影」 北支の日本軍隊はソヴェト聯邦が多數軍用機を山西地方に輸送し將來も斯かる活動をするものと信じてゐる、斯かる事が起る事を日本陸軍は恐れてゐたから宣傳したのかも知れぬが、第三者の我々が見て此の報道は直實だと思はれる、第一ソヴェト聯邦が支那を助けるのは極く自然だし、第二に日本陸軍は北支に立派な情報組織を持つてゐるから斯かる報道が日本軍の耳にはいるのは當然な事である、今度の事變ではソヴェト聯邦が裏面工作をしないのが不思議な位で、日本が支那と通常外交關係を保ちながら衝突して居るのに、ソヴェト聯邦が表面日本と交友關係に在つて裏面から支那を助ける事が出来ない譯は無い又スペインでやつてゐる事を支那で出来ないといふ事は考へられない、黒龍江事件は日本がソヴェト聯邦の戦意在りや否やと試験したものであるといふ見方は識者の一致してゐる所である、併し弱いと思はれた支那が案外頑強なので當然日本は再びソヴェト聯邦の動きを氣にし出したのだ、スペインにてソヴェト聯邦の飛行機が獨伊兩國の義勇軍を痛めつけた様に、ソヴェト聯邦が強大な飛行隊を支那に供給したら